

地方公営企業法の改正に伴う対応について

1 地方公営企業法の改正について

(1) 経緯

地方自治体の自主性を強化し自由度の拡大を図るため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）」（平成23年5月3日公布）により地方公営企業法（を含む計42法律）が改正され、平成24年4月1日に施行されました。これに伴い本市では、平成23年度の公営企業会計決算より議案提出方法を一部変更することについて、7月に議会局から市会運営委員会理事会に報告し、御了承をいただいたところです。

(2) 改正の概要

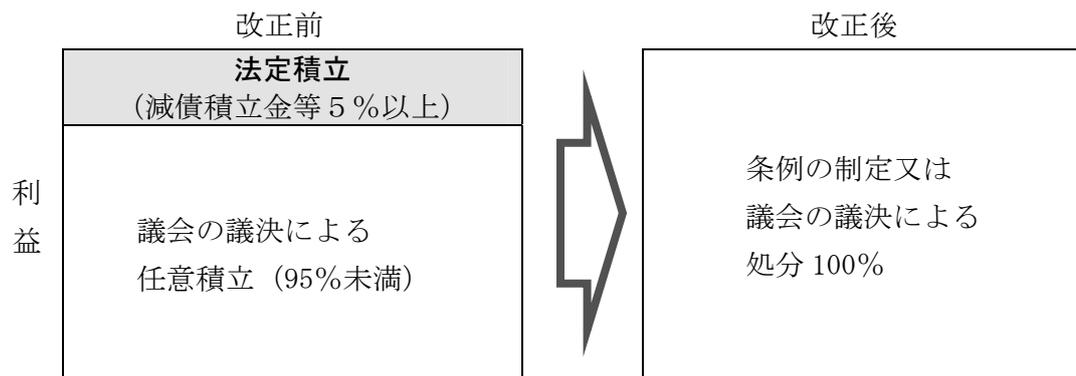
地方公営企業の経営の自由度を高めるとともに、議会のチェック機能を強化する等の観点から、公営企業における資本制度の会計処理について一部取扱いが見直されました。本見直しは、平成23年度の公営企業会計決算より適用されます。

	利益の処分（※）	資本剰余金の処分	資本金の額の減少
改正前	利益は、次の2つの方法により処分。 ① 法で積立が義務付けられた法定積立（減債積立金、利益積立金） ② 法定積立をし、さらに利益がある場合、議会の議決により積み立てられる任意積立（任意積立金）	資本剰余金は、原則処分できず。	資本金の額を減少することはできず。



改正後	利益は、条例の制定又は議会の議決により処分することができる。	資本剰余金は、条例の制定又は議会の議決により処分することができる。	資本金の額は、議会の議決により減少することができる。
-----	--------------------------------	-----------------------------------	----------------------------

※ 利益の処分の改正内容



《裏面あり》

2 法改正を踏まえた本市の対応について（平成 23 年度決算からの対応）

法改正では、利益と資本剰余金の処分について、条例の制定による処分と議会の議決による処分の2つの方法が規定されました。

本市では、地方公営企業の資本制度の会計処理について、企業の処分の自由度が増した分、透明性を高めるため、利益の処分、資本剰余金の処分、資本金の額の減少について、毎年度、議会の審査に付させていただきます。

つきましては、平成 23 年度決算より、決算の認定とあわせて利益の処分等の議案を提出させていただくとともに、決算特別委員会での審査をお願いします。

なお、資本剰余金の処分については、事業年度中に処分を行わなければならない場合があります。その際は、決算時だけでなく、直近の定例会に議案を提出します。

3 交通事業における対応について

自動車事業会計においては、23 年度決算の認定とあわせて、利益の処分の議案を提出し、決算特別委員会での審査をお願いします。